

奈良県告示第二百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年十一月二十二日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
辻歯科医院	桜井市大字桜井七七二	令和六年一月二十八日
医療法人北浦医院東生駒診療所	生駒市東生駒一丁目七七番地の二	令和六年九月三十日
近藤歯科医院	桜井市大字粟殿四五三―三	令和六年九月三十日
医療法人圭仁会エヌメデイカルクリニク	北葛城郡王寺町本町一丁目五番三五号	令和六年九月三十日